

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松江市長

市町村名 (市町村コード)	松江市 (32201)
地域名 (地域内農業集落名)	八束地区 (江島、馬渡、遅江、波入、入江、二子、寺津、亀尻)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月12日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- 現在、中心経営体となる農業法人2経営体、個人認定農業者9経営体、個人認定新規就農者2経営体の13経営体で約59.9%の農地を集積している。残りの農地は4法人と個人の農業者9人が耕作を行っているが、高齢等によりいつまで耕作できるかわからない状況である。
【地域の基礎的データ】

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 栽培作物は八束町の環境を生かし、牡丹を中心に芍薬、雲州人参、菌床椎茸、雑穀(蕎麦等)、施設野菜、露地野菜、麦を基本に作付けすることとし、補完作物として収益性の高い高収益作物の導入も検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	102.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	102.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- 多面的機能支払交付金の活動エリアのうちの地目が田及び畑かつ農振農用地区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・地域の中心的な経営体に集積・集約を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・原則として、地域全体の農地は農地バンクに貸し付ける。
- ・貸借申し出時に、関係機関から多面的支払制度組織への入会について声掛けをしてもらう。

(3) 基盤整備事業への取組方針

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・基本は中心的な経営体の育成を優先するが、必要に応じて、市、県やJAなどの関係機関と連携して、認定農業者など地域を守る仲間として、地域内外から多様な経営体の確保も検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・必要があれば、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③可能な作物からスマート農業に取り組み、農作業の省力化及び生産性の向上を図る。
- ⑦地域ぐるみで農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を行い、中心的な経営体の負担の軽減を図る。
また、新規就農者については、原則、多面的支払い制度の対象組織に加入してもらう。
- ⑨今後、耕作者がリタイアした場合は、中心経営体である経営体が対応することとし、困難な場合は有効な農地の利用について関係機関と協議する。市と連携し目標地図を変更していく。